

# 部活動手当引下げを提示！

## ～ 3 時間程度日額 2,700 円へ～

県教育委員会職員福利課は、1月22日(火)青森高教組と青森県教組に対して、「特殊勤務手当の改正」を提示しました(日教組青森には1月21日に提示)。具体的には、①部活動指導手当の改正、②特別支援教育手当の改正の2点になりますが、①の部活動指導手当の改正は、現行の手当「4時間程度日額3,600円」からの引下げとなり、労働条件の切り下げになるものです。県当局は2月議会での提案、2019年4月1日の実施とする意向です。今後、県当局と交渉を持ちますが、労働条件の切り下げは許さないという姿勢で、臨みたいと思います。

### 現況でも不十分な部活動手当

部活動指導手当は、「週休日、休日等又は休日等にあたる日以外の正規の勤務時間が4時間または3時間45分である日におこなう」部活動指導に支払われるもので、現在は日額3,600円が支払われています。4時間を超えて部活動勤務をしても3,600円の定額しか支払われないのです。教員の多忙化の重要な要因として部活動があげられていますが、現状でもその労働に対する対価としては十分ではありません。

### 部活動の在り方を変える指針

多忙化解消にむけて、部活動の指針がスポーツ庁、文化庁から出され、各都道府県でも、それぞれの状況に応じた指針が出されています。本県では運動部について昨年12月にとりまとめられ、近日中に発表されます。その指針において、部活動の時間について記述があり、土日のどちらか1日を休みにすることや、1回の活動時間を3時間まで(学校段階での差はあり)としています。

### 国準拠の姿勢で対応する県教委

このことに加えて、2019年度の政府予算案に

よる教員給与の見直しでは、部活動手当の支給要件の見直しとして、3時間程度2,700円としているのです。職員福利課では、「国準拠での改正を行う」という姿勢から、国同様の手当額の引下げを提示してきたのです。

### 時間単位での支給を！

高教組では、多忙化解消に向けて部活動の在り方を見直すとともに、関わる先生方の労働条件の維持向上も必要であると考えます。そのため、3時間以上部活動を行う危険性がまだある中での3時間日額2,700円という提示の撤回を求めるとともに、時間単位での支給を可能とする制度の実現、「対外運動競技等引率手当」の対象拡大をも求めています。

### 特別支援教育手当の支給対象を拡大

特別支援教育手当は、県立では特別支援学校教員に支給されていましたが、高校にも通級指導教室ができたことで、支給対象を、その通級指導教室担当教員等にも拡大すると提示されました。高校での特別支援教育の拡大に寄与するものとして、さらなる拡大を求めています。